

分科会の趣旨

東日本大震災の発生以降、様々な地域において大きな地震の連動発生や局地的大雨等による災害がもたらす被害が一段と危惧されている。また、交通事故をはじめとして子どもが被害者となる犯罪・事件の発生、さらには、新しい感染症や児童虐待、携帯電話やインターネットに関わる犯罪といった新しいリスクの顕在化等、子どもたちを取り巻く危機的状況は多様化しつつある。

こうした現状において、学校には、安全・安心な教育環境を確保するとともに、安全に関わる知識、危険予測・回避能力等を子どもたちに育んでいく防災教育に取り組むことが求められている。加えて、子どもたちに予測できない事態が起こった時、当面する課題に向き合い、自ら判断し行動できる力を身に付けさせることも求められている。そのため、校長は、学校の教育活動全体を通じた組織的・計画的な指導を基盤に、家庭・地域・関係機関と連携・協働を図りながら、子どもの命を守るための諸課題に適切に対応していかなければならない。

本分科会では、子どもたちの安全・安心を確保し、地域・家庭・関係機関と連携し対応する体制づくりや命を守る安全教育を推進するための具体的方策を明らかにする。

リーダーシップの視点

(1) 自ら判断・行動できる子どもを育てる安全教育の推進

学校は、子どもが安心して学ぶことができる安全な場所でなければならない。そこで、学校には、子どもの安全を確保するために、防災・安全についての学習及び多様な訓練の機会を十分に確保する必要がある。さらに、「自分の命は自分で守る」「どこにいても自ら判断して行動できる」という視点を基本におき、発達段階に応じた体験的学習を工夫し、危険予測・回避能力を育んでいくことが求められている。

このような視点から、子どもが主体性をもって災害から自らの命を守り抜く危険予測・回避能力をはじめ、自ら判断し行動できる力を身に付けられる安全教育を推進するために校長の果たすべき役割と指導性を究明する。

(2) 地域との連携を図った意図的・計画的な取組の推進

学校は、子どもの安全を確保するために最大限の努力をすることが求められている。しかし、学校だけの取組では、課せられた役割を全うするのに限界があり、地域・家庭や関係機関との連携や協働がより重要となってくる。

そこで、次世代の地域防災の担い手となる子どもが、自らの安全は自らの力で守る「自助」、自らの地域は皆で守る「共助」の考え方を理解し行動できるよう、学校・家庭・地域がそれぞれ役割を明確にして協力していく必要がある。さらに、地域全体の防災力向上のため、地域と連携した取組を進めることが必要となる。

このような視点から、地域との連携を図った意図的・計画的な取組を推進するために校長の果たすべき役割と指導性を究明する。

第8分科会 「学校安全」

研究課題 「命を守る安全教育の推進と校長の在り方」

1. 「研究課題」のもつ今日的課題性や先見性、意識改革の必要性についての解説

学校をはじめとして、家庭や社会生活における事故、誘拐や傷害などの犯罪による被害、交通事故、自然災害、原子力災害など、多くの危険が子どもたちを取り巻いている。特に、地震や台風などによる重大な自然災害の発生が懸念される。学校安全が取り組むべき課題は、緊急かつ重要である。

学校や家庭、地域社会は、子どもたちの安全を脅かす事件・事故災害に対して手をこまねいてきたわけではない。発生した事件・事故災害を教訓として、様々な対策が取られてきたが、交通事故、転落事故、不審者等による事件などが依然として起きており、これらは、安全に関する取組の継続、充実が不可欠であることを示している。我が国では、過去に、安全は水とともに「ただである」と言われていたが、現在、無策のまま安全が確保されることはあり得ない。子どもたちの安全を確保するためには、不断の「努力」が必要である。

このような中、各学校が取組を進めている学校安全の領域には、「生活安全」「交通安全」「災害安全（防災と同義）」の三つが挙げられる。「生活安全」では、日常生活で起こる事件・事故災害を取り扱い、児童生徒等が不審者により危害を加えられる事件も少なくないことから、誘拐や傷害などの犯罪被害防止も重要な内容の一つとしている。「交通安全」には、様々な交通場面における危険と安全が含まれる。「災害安全」には、地震、津波、火山活動、風水（雪）害のような自然災害はもちろん、火災や原子力災害も含まれる。

学習指導要領の柱である「生きる力」において目指す資質や能力は、安全教育で目指す「自他の生命尊重を基盤として、自ら安全に行動し、他の人や社会の安全に貢献できる資質や能力」と軌を一にするものといえる。「生きる力」の涵養にとっても、安全教育の充実が不可欠といえることができる。安全教育においても、各教科で求められている資質・能力と同様に、安全に関する基礎的・基本的な知識・技能の確かな習得、それらを活用した危険予測や危険回避の能力の育成、情報や関連組織などの社会的資源の活用能力の育成などが必要である。

安全教育については、関連教科や総合的な学習の時間における安全学習、学級（ホームルーム）活動と学校行事の健康安全・体育的行事における安全指導を中心として進められることになるが、さらに、児童会活動、クラブ活動等の自発的、自治的な活動や各教科等の学習活動、日常の学校生活においても必要に応じて安全指導が行われるものである。したがって、安全教育を効果的に進めるためには、様々な機会における安全学習、安全指導を密接に関連付けながら、全校的な立場から推進していく必要がある。安全教育の目標を実現するためには、各学校において基本的な方針を明らかにし、指導計画を立て、意図的、計画的に活動を推進することが求められている。

指導計画の推進に当たっては、教職員の共通理解を図るとともに、役割を明確にし、地域の関係機関・団体等を含めた協力体制を整備するよう留意しなければならない。

校長は、安全教育の目標を実現するために基本的な方針を明らかにし、意図的、計画的に推進していくとともに、校内での協力体制を確立し、家庭や地域の関係機関・団体等と密接に連携を図っていかなければならない。

2. 「研究主題」を究明する視点

（1）自ら判断・行動できる子どもを育てる安全教育の推進

- ・安全に関する基礎的・基本的な知識・技能の確かな習得を図る学習指導の推進
- ・基礎的・基本的な知識・技能を活用した危険予測・危険回避能力の育成

（2）地域との連携を図った意図的・計画的な取組の推進

- ・家庭や地域の関係機関・団体等と密接に連携を図るための意図的・計画的な取組の在り方
- ・家庭や地域の関係機関・団体等との連携を図った具体的な取組の推進

3. 分科会の方向性と「研究視点」に関する参考資料

「学校保健安全法」

平成21年4月 改正施行

第3章 学校安全

(学校安全に関する学校の設置者の責務)

第26条 学校の設置者は、児童生徒等の安全の確保を図るため、その設置する学校において、事故、加害行為、災害等（以下この条及び第29条第3項において「事故等」という。）により児童生徒等に生ずる危険を防止し、及び事故等により児童生徒等に危険又は危害が生じた場合（同条第1項及び第2項において「危険等発生時」という。）において適切に対処することができるよう、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(学校安全計画の策定等)

第27条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

(学校環境の安全の確保)

第28条 校長は、当該学校の施設又は設備について、児童生徒等の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善を図るために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

(危険等発生時対処要領の作成等)

第29条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領（次項において「危険等発生時対処要領」という。）を作成するものとする。

2 校長は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。

3 学校においては、事故等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行うものとする。この場合においては、第10条の規定を準用する。

(地域の関係機関等との連携)

第30条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、児童生徒等の保護者との連携を図るとともに、当該学校が所在する地域の実情に応じて、当該地域を管轄する警察署その他の関係機関、地域の安全を確保するための活動を行う団体その他の関係団体、当該地域の住民その他の関係者との連携を図るよう努めるものとする。

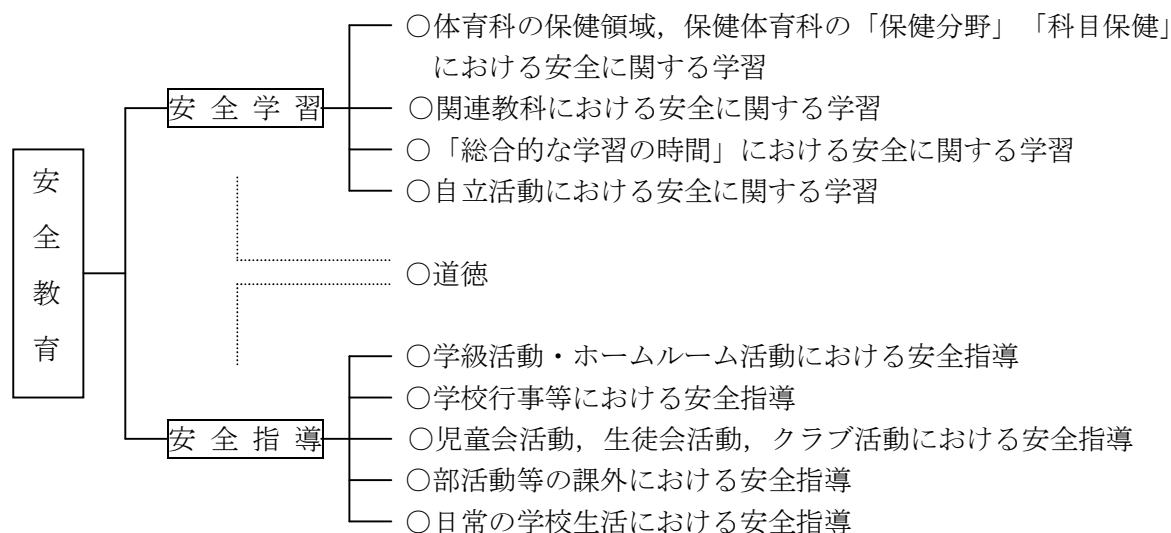
「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育

平成22年3月 文部科学省

第2節 教育課程における安全教育

学校における安全教育は、以下のように教育課程の各教科・科目、道徳、特別活動等に位置付けられ、それぞれの特質に応じて適切に実施されるものである。なお、学校における安全教育には、「安全学習」の側面と「安全指導」の側面があり、主として取り扱われる教科・領域等は、図3に示したとおりである。なお、安全学習と安全指導は、重複無く明確に区別されるものではない。例えば、安全指導において、児童生徒が自主的活動を行うことや意志決定、行動選択を扱うことなどが考えられる。

(図3) 安全教育の領域と構造



2 小学校

小学校学習指導要領総則第1の3において、「学校における体育・健康に関する指導は、児童の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育科の時間はもとより、家庭科、特別活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めることとする。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮しなければならない。」と規定しており、その趣旨を受け、安全に関する指導は、学校における教育活動全体を通じて行われなければならないものである。

体育科においては、第5学年の保健領域において、「けがの防止について理解するとともに、けがなどの簡単な手当ができるようにする。」ことをねらいとし「交通事故や身の回りの生活の危険が原因となって起こるけがの防止には、周囲の危険に気付くこと、的確な判断の下に安全に行動すること、環境を安全に整えることが必要であること。」「けがの簡単な手当は、速やかに行う必要があること。」を取り上げる。もちろん体育科運動領域での安全に関する態度や社会科での安全を守る諸活動や自然災害の防止等、理科での地震などによる土地の変化等、生活科での安全で適切な行動等、図画工作科、家庭科などでの用具の取扱いなど、安全に関連する内容等に関する指導を通じて安全についての知識や態度等を習得させることも重要である。

総合的な学習の時間においても、各学校の判断により、安全に関するテーマを取り上げることが可能であり、そのような時間を積極的に利用することが望ましい。例えば、交通安全や地域の災害、防災体制などについて、課題を設定して学習を行うことなどが考えられる。

道徳の時間においては、生命の尊重をはじめとして、きまりの遵守、公德心、公共心など安全な生活を営むために必要な基本的な内容について指導することとなっている。

特別活動は、「望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、自己の生き方についての考えを深め、自己を生かす能力を養う。」ことが目標となっており、安全教育は、この目標に沿って学級活動、児童会活動、クラブ活動及び学校行事において取り扱われる。

地域ぐるみの学校安全体制整備実践事例集

平成23年3月 文部科学省

学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き

平成24年3月 文部科学省

1. 安全に関する教育の充実方策

- 学校に求められる役割として第一に挙げられるのは、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間など学校の教育活動全体において行われる総合的な安全教育によって、児童生徒等自身に安全を守るための能力を身に付けさせることである。
 - i) 日常生活における事件・事故、自然災害などの現状、原因及び防止方法について理解を深め、現在や将来に直面する安全の課題に対して、的確な思考・判断に基づく適切な意思決定や行動選択ができるようにすること
 - ii) 日常生活の中に潜む様々な危険を予測し、自他の安全に配慮して安全な行動をとるとともに、自ら危険な環境を改善できるようにすること
 - iii) 自他の生命を尊重し、安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加し、貢献できるようにすること などについて、発達の段階に応じて、児童生徒等の能力を育むことが求められている。
- 事件・事故災害に対し、自ら危険を予測し、回避するためには、知識とともに、習得した知識に基づいて的確に判断し、迅速な行動をとることができる力を身に付けることが必要である。そのためには、日常生活においても状況を判断し、最善を尽くそうとする「主体的に行動する態度」を育成する教育が必要である。このため、安全教育を各教科等における学習活動としてのみならず、学校の教育活動全体の中で捉え、総合的に実施していくことが重要である。
- 進んで安全で安心な社会づくりに参加し、貢献できる力を身に付ける教育を進めていくべきあり、自助だけでなく、共助、公助（自分自身が、社会の中で何ができるのかを考えさせること等も含む）に関する教育も重要である。その上で、家族、地域、社会全体の安全を考え、安全な社会づくりに参画し、自分だけでなく他の人も含め安全で幸せに暮らしていく社会づくりを目指すところまで安全教育を高めていくことが望ましい。
- 災害安全について、支援者となる視点からの防災教育が非常に重要である。特に、発達の段階に応じて社会に貢献し、災害時に自ら行動するための安全教育を行うことが必要である。

平成26年度 文部科学白書

第2部 第4章 第11節 3 学校安全の推進

平成27年8月7日

第2期教育振興における関連成果指標

成果目標7（安全・安心な教育研究環境の確保）

【成果指標】

- 学校管理下における事件・事故災害で負傷する児童生徒等の減少・死亡する児童生徒等のゼロ化
- 子供の安全対応能力の向上を図るための取組が実施されている学校の増加

計画策定後の主な取組と課題（ポイント）

- 学校安全計画の中に児童生徒等に対する安全指導の内容を盛り込んでいる学校の割合は94.4%（平成25年度）
- 学校保健に係る教職員の資質・能力向上、退職養護教諭や学校医等の活用、家庭・地域との連携などにより、保健教育・保健管理をより一層推進することが必要である。
- 安全教育の充実に関する成果についての周知・徹底、安全教育を系統的に指導できる時間を確保するための検討、安全教育に関する教職員の研修等の充実などが必要である。

3 学校安全の推進（抜粋）

(1) 子供の安全に関する総合的な取組

平成21年4月から施行された「学校保健安全法」では、学校安全を取り巻く今日的な課題に対応できるよう、それらの課題に対して学校全体としての取組体制を整備充実させるとともに、学校のみでは

解決が難しい課題については地域の関係機関との連携などを図るという趣旨の下で、学校の施設・設備の安全点検、日常生活における安全に関する指導などを含めた学校安全計画の策定・実施や危険等発生時の対処要領の作成など学校安全に関する規定が充実されました。

（２）学校での子供の安全確保の充実

学校は児童生徒等が安心して学習を行うことが求められる場所であり、学校においてその防災教育については、安全な環境を整備し、事件・事故を防止するための取組を進める必要があります。

このため、安全対策として実施する監視カメラや非常通報装置、自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の設置などに関する経費に対して地方財政措置が講じられています。また、文部科学省では、教職員の校内研修や職員会議などで活用できる教職員向け学校安全資料を作成しています。

このほか、学校、教育委員会、道路管理者、警察などの関係機関が連携し、実施する通学路の交通安全対策を支援するとともに、各地域における定期的な合同点検の実施や対策の改善・充実等の継続的な取組を支援するなど、通学路における交通安全の確保に向けた取組を推進しています。平成 25 年度には、特に対策が必要な市町村に対し、通学路安全対策アドバイザーを派遣し、専門的な見地からの必要な指導・助言の下で、学校、教育委員会が関係機関と連携して行う通学路の合同点検や安全対策の検討に対して支援しました。

平成 26 年度は、通学路安全対策アドバイザーを含めた交通安全教育の専門家と協力して、児童生徒に対する交通安全教育の実施まで支援を広げるとともに、これまで発生した学校管理下での事件・事故災害における学校及び学校の設置者の対応について実態を調査・分析し、学校事故再発防止に向けて今後留意すべき点について取りまとめるための「学校事故対応に関する調査研究」を実施しています。

（３）地域ぐるみで子供の安全を守る環境整備

学校内のみでなく登下校時を含めた子供の安全を確保するためには、地域社会全体で子供の安全を見守る体制の整備が必要です。先進事例として、例えば、セーフティプロモーションスクールの取組が上げられます。文部科学省では、平成 17 年度から学校安全ボランティアを活用し、地域ぐるみで学校内外における子供の安全を見守る体制を整備するため、警察官 OB 等がスクールガード・リーダーとして学校を巡回したり、学校安全ボランティアに対して警備のポイントなどを指導したりするなど、各地域における子供の見守り活動に対する支援などを実施しており、引き続き、地域と学校、保護者、関係機関が連携して安全を確保する取組を推進しています。

（４）実践的な安全教育の充実

学校における安全教育においては、児童生徒等が自他の生命を尊重し、日常生活全般における安全のために必要な事柄を実践的に理解し、生涯を通じて安全な生活を送ることができるような態度や能力を養う安全教育を、生活安全・交通安全・災害安全のそれぞれの分野において行うことが重要です。特に、子供の安全を確保するためには、子供自身に危険を予測し、危険を回避する能力を養成するよう実践的な安全教育を推進する必要があります。このため文部科学省では、学習指導要領の改訂などを踏まえ、学校における安全教育の教職員用の参考資料「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」（平成 22 年 3 月）、「『生きる力』を育む防災教育の展開」（25 年 3 月）の改訂を行いました。このほかにも、各種の教職員用の参考資料や教材を作成しています。

さらに、平成 24 年度から東日本大震災の教訓を踏まえた新たな防災教育の指導方法の開発・普及等を行う実践的防災教育総合支援事業を実施するなど、各学校で防災教育をはじめとした実践的な安全教育が実施できるよう支援しています。

平成 26 年度は、防災教育をはじめとした安全教育が各学校において確実に実施されることが重要であるとの認識の下で、中央教育審議会スポーツ・青少年分科会学校安全部会において、安全教育に関する諸課題について審議し、教育課程全体の中で検討するに当たって必要な視点に関する意見を取りまとめました。今後、次期学習指導要領改訂に向けた教育課程全体の見直しに関する議論等の中で引き続き検討されていきます。